

公益社団法人栃木県畜産協会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益社団法人栃木県畜産協会（以下「協会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員職務遂行の対価として、次の各号により報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員の報酬は、月額報酬及び賞与とし、その年間総額は別表1のとおりとする。
- (2) 非常勤役員の報酬は、日当とし、その額は別表2のとおりとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬額は、栃木県が通知するOB報酬に関する基準を例に、理事会において決議する。

(報酬等の支給方法等)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 常勤役員の報酬等の支給方法等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下、「職員給与規程」という。）に準ずる。
- 4 非常勤役員の報酬等は、理事会または監査に出席の都度、支給する。

(費用)

第6条 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤費を支払うものとし、その計算方法等は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則1 この規程は、公益社団法人栃木県畜産協会の設立登記日から施行する。

附則2 この規程は、平成27年6月29日から施行し、平成27年8月1日から適用する。
(平成27年6月29日総会議決)

別表1 常勤役員の報酬年間総額（第3条第1号関係）

常勤役員	年 間 総 額
報 酬	5,000,000 円以内

別表2 非常勤役員の報酬（第3条第3号関係）

非常勤役員	報 酬 額
理 事	理事会 出席1回につき日当5,000円
監 事	理事会 出席1回につき日当5,000円 監 査 出席1回につき日当5,000円